

広島県告示第四百十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十年四月十日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
有有限会社オファイ ス中	尾道市桜町二一七	あいか居宅介護支援事業所	尾道市新浜二丁目二番一号	平成一九年二月三〇日	
医療法人田村医院	広島市南区宇品海岸二丁目二番二五号	田村医院・ケアプラン相談室	広島市南区宇品海岸二丁目二番二五号	平成二〇年一月三十一日	
有限会社オファイ スみらい	竹原市吉名町四九一三番地の三	ケアマネージメントオフィス未来	竹原市吉名町四九一三番地の三	平成二〇年一月三十一日	
社会福祉法人古 家真会	広島市東区東山町一番九号	蓬萊居宅介護支援事業所	広島市東区東山町一番九号	平成二〇年二月一日	
ヒューマンリソシ ア株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目六番二号	ヒューマンライフ ケア広島	広島市南区東雲本町二丁目一四番一八号	平成二〇年二月一日	
広島医療生活協 同組合	広島市安佐南区中須二丁目一九番六号	あすなる生協居 宅介護支援事業 所	広島市安佐北区口田一丁目一〇一一	平成二〇年三月三十一日	
医療法人社団和 風会	広島市東区戸坂南二丁目九番一五号	和風会居宅介護 支援事業所	広島市東区戸坂南二丁目九番一五号	平成二〇年三月三十一日	